

越生町建設工事における「週休2日制工事」試行要領

令和7年3月27日

要領第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業界における担い手の確保と週休2日の実現を促進することを目的に、越生町が発注する建設工事（土木工事）において、「週休2日制工事（現場閉所型）」を試行するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 週休2日

ア 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休（現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

イ 通期の週休2日

対象期間において、4週8休（現場閉所率が、28.5%（8日/28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

(2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検など現場管理上必要な作業を行う場合を除き、対象期間中に現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(3) 現場閉所日

現場閉所とする日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。

なお、現場閉所の日は、現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

(4) 対象期間

契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

(5) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開

始する日をいう。

(6) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

(7) 現場閉所率

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷対象期間の日数

(現場閉所日及び休日等の留意点)

第3条 降雨、降雪等の天候の影響その他発注者がやむを得ないと認める予定外の現場閉所又は休日は、現場閉所の日又は休日に含めることができるものとし、確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

また、地元対応等でやむを得ず、予定していた現場閉所の日又は休日
に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に振替の日を設定するものとする。なお、月を跨いだ前後7日以内の振替日を設定した場合、月単位の週休2日における現場閉所率や休日率を算出する際には特に考慮するものとする。

<特に考慮する例>

令和7年5月31日(土曜日)は現場閉所の予定であったが、地元対応等でやむを得ず作業が生じ、令和7年6月2日(月曜日)を振替の日として設定した。

上記に伴い、5月単位での週休2日が満たされない場合は、やむを得ない事由や作業日の前後7日以内に振替の日を設定していることに考慮し、5月単位での週休2日は満たされているものとみなす。なお、この場合における6月2日(月曜日)は、6月単位での週休2日において、作業日とみなす。

2 現場閉所率又は休日率を算出する際に、暦上の土曜日・日曜日の閉所又は休日の確保では4週8休(28.5%)に満たない月において、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所又は休日の確保を行っている場合は、4週8休(28.5%)を達成しているものとみなす。なお、通期の週休2日においても同様の取扱いとする。

(対象期間外とする期間)

第4条 年末年始休暇6日間(原則として、12月29日～1月3日)、夏季休暇3日間(原則として、8月13日～15日)、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間(受注者の責に

よらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限度の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

（対象とする工事）

第5条 週休2日制工事は、原則全ての工事を対象とする。ただし、次に掲げる工事その他の週休2日制工事の実施が困難な工事は、例外的に対象としないことができる。

＜対象外工事の例＞

- ・緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）
- ・竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事
- ・単価契約方式による工事
- ・対象期間が1週間未満の工事

2 発注者は、週休2日制工事の発注に当たっては、別紙1に基づき入札公告、指名通知書及び特記仕様書に週休2日制工事である旨を明示するものとする。

（工期の設定）

第6条 発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受注者及び発注者の事務処理期間として、14日を上限として上乗せすることができるものとする。

2 契約工期の変更理由が、以下に示すような受注者の責によらない場合は、受注者及び発注者が協議の上、適切に工期の変更契約を行う。

- ・受注者と発注者との間で協議した工事工程の条件に変更が生じた
- ・著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した
- ・工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた
- ・資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた

（経費の補正）

第7条 当初の設計金額においては、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた補正を行うものとする。

なお、現場閉所率の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は、請負代金額の補正係数を通期の週休2日に変更するものとし、通期の週休2日に満たない場合は、補正係数を除した変更契約を行うものとする。

ただし、『水道施設整備費に係る歩掛表』を適用する工事については、

当該歩掛表における週休2日工事に要する費用の積算の補正係数によるものとする。

(1) 週休2日制工事（現場閉所型）の補正係数

経費	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

※市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

（週休2日の確認方法）

第8条 週休2日の状況の確認にあたっては、新たな書類作成等により、受注者の事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

2 現場着手前に、以下のとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、週休2日を前提とした工程表等を提出する。
- (2) 監督員は、受注者から提出された工程表等により、週休2日が確保されていることを確認する。

3 現場施工着手後は、以下のとおり対応するものとする。

- (1) 監督員は、工程の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所又は休日の予定日を記載した工程表等を受注者より受領し、現場閉所又は休日の状況を確認する。なお、工程表の修正にあたっては、受注者間で調整を行う。
- (2) 監督員は、受注者が作成する現場閉所又は休日の実績が記載された工程表等により、定期的（4週間ごとを基本とする）に対象期間内の現場閉所の日数又は休日の日数を確認する。
- (3) 天候の影響や地元対応等により、現場閉所の日又は休日の振替を行う場合は、原則として、事前に発注者の承認を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。
- (4) 発注者は、現場閉所の日又は休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には迅速に対応するよう努める。
- (5) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

4 現場完成時には、以下のとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、週休2日の実施状況が確認できる資料（作業日報、出勤簿等）を発注者に提示し、達成状況について発注者の確認を受ける。
- (2) 発注者は、週休2日の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について、必要となる変更契約を行う。
- (3) 現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、発注者と受注者との協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所の日又は休日を協議により決定し、これに基づき変更契約を行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

なお、週休2日制工事（現場閉所型）の補正係数に関して、各工事発注課（公営企業を含む）は、所管する工事の特性等を勘案し、本要領とは別に週休2日の確保のための要領等を定めることができる。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別紙 1

入札公告、指名通知書及び特記仕様書への「週休 2 日制工事」である旨の明示

【入札公告】

週休 2 日制工事

本工事は、越生町建設工事における「週休 2 日制工事」試行要領の対象工事である。

なお、本工事はの予定価格は、「4 週 8 休以上」を確保する場合の補正を行っているため、「4 週 8 休」が達成できない場合、減額の契約変更を行う。

【指名通知書】

週休 2 日制工事

本工事は、越生町建設工事における「週休 2 日制工事」試行要領の対象工事である。

なお、本工事はの予定価格は、「4 週 8 休以上」を確保する場合の補正を行っているため、「4 週 8 休」が達成できない場合、減額の契約変更を行う。

【特記仕様書】

週休 2 日制工事

本工事は、越生町建設工事における「週休 2 日制工事」試行要領の対象工事である。

なお、本工事はの予定価格は、「4 週 8 休以上」を確保する場合の補正を行っているため、「4 週 8 休」が達成できない場合、減額の契約変更を行う。